

令和7年度

石垣市下水道事業会計予算書

石 垣 市

目 次

1 令和7年度石垣市下水道事業会計予算	1
2 予算に関する説明書	
(1) 令和7年度石垣市下水道事業会計予算実施計画	3
(2) 令和7年度石垣市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	5
(3) 給 与 費 明 細 書	6
(4) 債務負担行為に関する調書	9
(5) 令和7年度石垣市下水道事業予定貸借対照表	10
(6) 注 記	13
(7) 令和6年度石垣市下水道事業予定損益計算書	14
(8) 令和6年度石垣市下水道事業予定貸借対照表	15

議案第18号

令和7年度石垣市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度石垣市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	7,430	戸
(2) 年間総排水量	1,428,778	m ³
(3) 1日平均排水量	3,914	m ³
(4) 主要な建設改良事業	1,631,328	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 下水道事業収益	1,633,814	千円
第1項 営業収益	192,187	千円
第2項 営業外収益	1,441,627	千円
支 出		
第1款 下水道事業費用	1,190,194	千円
第1項 営業費用	1,099,810	千円
第2項 営業外費用	60,384	千円
第3項 予備費	30,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額470,898千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額59,229千円、過年度損益勘定留保資金187,934千円、減債積立金取崩金取崩額223,735千円で補填するものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入	1,676,234	千円
第1項 企業債	627,800	千円
第2項 補助金	952,600	千円
第3項 他会計補助金	32,721	千円
第4項 長期貸付金償還金	113	千円
第5項 基金取崩額	63,000	千円
支 出		
第1款 資本的支出	2,147,132	千円
第1項 建設改良費	1,656,090	千円
第2項 固定資産購入費	5,660	千円
第3項 企業債償還金	452,269	千円
第4項 長期貸付金	3,000	千円
第5項 基金積立金	113	千円
第6項 予備費	30,000	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 627,800	証書借入 又は 証券発行	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直し後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費、固定資産購入費及び企業償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 94,031千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,034,508千円である。

令和7年2月21日提出

石垣市長 中山 義 隆